

自然環境局野生生物課

1. 事業の概要

生物多様性条約締約国会議(COP10)開催に向けて、希少固有種の置かれた現状を網羅的かつ緊急的に調査するとともに、直ちに着手すべき保全施策を検討・実施する。具体的には以下のとおり。

絶滅のおそれのある固有種の生息・生育状況の緊急総合点検

我が国固有の絶滅危惧種のうち、島嶼または里地里山を主たる生息・生育地とする種について、生息・生育状況の点検を行うとともに、特に種の生息・生育状況が危機的な種について、緊急的な保全対策事業を実施する。

保護増殖事業の効率的実施に向けた計画の見直しのための総合点検

現在保護増殖事業を実施している種について、その保護増殖事業計画の内容と実行状況等を総合的に点検し、その見直しを行う。

生息・生育状況緊急総合点検のレビュー作成

各調査結果についてはCOP10で報告するものとし、その報告書を作成する。

2. 事業計画

	H20	H21	H22
生息・生育状況緊急点検	→		
緊急保全対策事業の実施		→	→
保護増殖事業計画総合点検		→	→
報告文書作成	→	→	→

3. 施策の効果

COP10の開催に向けて、我が国固有の種の保全状況が明らかとなり、適切な保全が図られることで、いわゆる「2010年目標」の達成に資する。また、国内希少野生動植物種38種を対象に実施している保護増殖事業の効率的な実施に資する

絶滅のおそれのある固有種の 生息・生育状況の緊急総合点検

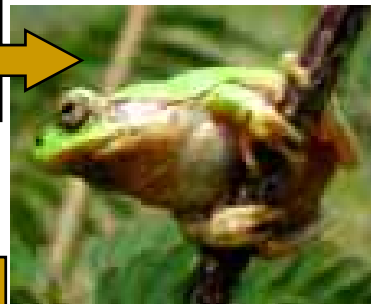


島嶼域



第2の危機：人間の働きかけの減少による影響

第1の危機：人間の活動や開発
+
第3の危機：外来種等の影響



里地・里山



第三次生物多様性国家戦略において定義されている生物多様性の3つの危機に強くさらされ、絶滅のおそれのある種が多く存在する

島嶼域と里地・里山を中心に...

COP10の開催に向けて、
我が国固有の種の生育・生息状況を総合点検

レビュー(COP10報告書)の作成

生育・生息状況が危機的な種に対し、
緊急保全対策事業を実施

2010年目標*の達成に資する

*2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標(COP6で採択)